

GLOBE

グローブ 2018 冬

92



(公財) 世界人権問題研究センター

「唐人雁木旧趾」

(伏見区納所町)



「唐人」とは朝鮮通信使を、「雁木」とは船着場の階段を指す。朝鮮通信使とは、1607年～1811年にかけて12回朝鮮から日本へ派遣された外交使節団である。豊臣秀吉の朝鮮侵略後に断絶した国交を回復し、^{よしみ}両国の平和的な関係を構築する上で大きな役割を果たした。「通信」とは、互いに信を通わすという意味である。

淀は三川（宇治川・木津川・桂川）の合流地点で、古くから港として交通の要所であった。朝鮮通信使（約450～500人）は大型朝鮮外航船6隻で釜山から対馬、瀬戸内海を経て大坂へ、そこから川船に乗りかえ淀川を遡行し、淀で休憩（一部宿泊）の後、陸路で京都入りし（通常一泊）、その後東海道を江戸へ向かった。

GLOBE

GLOBE No. 92 2018 winter 目次

連載	新しい人権問題への対応(その九)……………大谷 實	2
外部寄稿	はぐくみのまち京都へ……………上田 廣久	4
連載	世界の人権はいま	
	―普遍的定期審査の現場から―(その五)……………坂元 茂樹	6
研究第一部	非差別の社会性について……………初川 満	8
研究第二部	草創期の平安徳義会をめぐる……………白石 正明	10
研究第三部	今のウトロ地区が訴えるもの……………金 秀 煥	12
研究第四部	「結婚」する権利――その背後で……………堀江 有里	14
研究第五部	「社会的困難を生きる若者」の 学習支援を考える……………岩槻 知也	16
研究第六部	権利としての 「勤務間インターバル」の必要性……………青木 克也	18
人権の窓	共生社会の実現に向けたきょうと 障害者文化芸術推進機構の取組み……………鎌部 正信	20
事業案内	ボランティア人権ガイドのご案内……………	22
事業案内	2017年度 人権大学講座……………	23
事業案内	人権図書室のご案内……………	24

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「オシドリ」(冬鳥) 12月宝ヶ池にて <(公財) 霞天神山保存会理事 外村修氏提供>

新しい人権問題への対応(その九)



研究センター理事長
前学校法人同志社総長

大谷 實

今回から医療に関連する人権問題を検討することになります。まず、憲法の規定をみますと、この問題には二つの条文が関係します。憲法13条と25条がそれです。すべての人権の理念は、憲法13条の個人主義に立脚した幸福追求権にありますので、医療の在り方を考察する場合にも、当然、幸福追求権が前提となります。

この幸福を支えるために欠くことのできないものが人の健康です。憲法25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めているところです。この規定は、いわゆる生存権を定めるものですが、ここで見逃してならないのは「健康で」として

いる点です。

そもそも健康とは、心身の健やかな状態、言い換えますと「個人が社会の中で良い適応の状態において生活できていること」をいい、憲法25条は健康が幸福追求権の基礎となることを明らかにして、人々は健康の保持・増進を国に求める権利を有するとしたのです。その意味で、25条は単に生きることそれ自体としての生存権を定めただけにすぎないように思われがちですが、それと併せて、心身ともに健康に生きる権利つまり健康権を定めたものであることを強調したいのです。したがって、ひとたび人が健康を害して病気に罹った場合は、その悪化を防ぎ、医療によって病気の回復に努め、社会復帰を図るための社会福祉国家としての国の責務を規定したと考えます。

こうして、国民の健康な生活を確保するために、医師法や医療法といった法律を中心として、健康保険関係、予防関係、保健衛生関係など、沢山の法律が作られてきました。そして、こうした医療関係の法律を学問的に解明する動きが活発となり、今から50年ほど前から医事法学と称する分野の研究活動が顕著になってきたのです。

そればかりではありません。ここ半世紀の間の医学や遺伝工学の進歩には目を見張るものがあります。移植医療、生殖医療、終末期医療、ゲノム解析そしてノーベル賞

の山中教授による再生医療といったように、新しい医療技術が開発され、「人間が神を演ずるような時代」が到来したのです。医療における個人の尊厳といった倫理問題が活発に議論されていることは、新聞などのメディアを通じて、読者の皆さんもご存じのとおりですし、医療における人権が重要な課題として浮上してきたゆえんです。

しかし、考え方の基本は、医療はそれ自体として意味があるわけではなく、今日の医療は、あくまでも個人主義ないし自由主義に基づく幸福追求の方法・手段として不可欠の価値があるということではなければなりません。とくに、移植医療や終末期医療といった先端医療でクローズアップされた人格的自立権または自己決定権を基礎とする医療が求められていると思います。なお、しばしば人格的自立権と自己決定権は同じ意味として使われてきていますが、おそらく、人格的自立権は、英語の *personal autonomy*、自己決定は *self-determination* に由来する言葉と思います。ここでは、自らの生き方は自ら決めるといふ趣旨と理解し、「自己決定権」を用いることにします。

幸福追求権の考え方や内容に関しては、憲法学者の間でも見解の相違があるようですが、憲法13条の幸福追求権の中身の一つとして、人生いかに生きるべきか、どの

ような幸福を求めて生きて行くかという自己決定権を認める点では異論がないようです。

それでは、この理念を医療にいかにか生かしていくべきか。これこそが、医療と人権のキーポイントであります。しかし、我が国における医療の伝統は、「医は仁術」すなわち「人命を救う博愛の途」であり、弱い立場の患者のために本人の意思とは関係なく救済するのが医師の役割であると考えられてきました。いわゆる医療におけるパターナリズムです。そのような人助的な医療の中に自己決定権の考えかたが入りうる余地はありませんでした。患者の意思や主体性が問題になったのは、ようやく昭和39（1964）年の東京オリンピック開催の頃でありまして、国民の間で生命・健康に対する権利意識が高まり、裁判所も患者本人の同意がない医療は違法であることを明言するようになったのです。

こうして、昭和46（1971）5月19日、東京地方裁判所は、同意のない医療は違法であるとして、患者に損害賠償金の支払い命ずるといふ画期的な判決を言渡したのです。患者の自己決定権を前提とした医療、すなわち医師の説明と患者の同意がない医療は違法であり、治療自体が適切に行われても損害賠償の責任があるとされたのです（以下次号）。

はぐくみのまち京都へ



京都市子ども若者はぐくみ局
子ども若者未来部長

上田 廣久

「はぐくみ文化」の息づくまち

平成30年は、明治改元から150年の年に当たります。明治改元は、京都市にとっても大きな転換点でした。

先人たちは、京都が都ではなくなったこの時、まちの維持には「人づくり」が重要であると考え、「かまど金の精神」のもと、私財を出し合い、日本で初めて64の小学校を設立したのです。

この市民主体の自治活動からも分かるように、京都市では、「人づくり」を第一に考え、子どもたちを社会の宝として市民ぐるみ・地域ぐるみで大切に育む文化が脈々と受け継がれてきました。

私たちはそれを「はぐくみ文化」と呼んでいます。

平成19年には、子どもを健やかで心豊かに育む社会を

築くためには、周囲の大人達が、子どもを温かく包み、大切に育てていくことが何よりも重要であることから、多くの市民の皆様が英知を結集し、「子どもと共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）」を市民共通の行動規範として制定し、その理念のもと、取組を推進しています。

これまでの取組

京都市では、子どもの成長段階に応じた「切れ目ない支援」を実現するため、子育て支援施策の総合的な計画として「京都市未来こどもはぐくみプラン」を平成26年度に策定しております。

また、青少年の自己成長の支援を基本理念に、青少年が将来に夢と希望を持ち、活躍しながら大人へと成長することを支援するため、青少年施策を網羅的に位置付けた計画として「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」を平成23年度に策定しております。

さらに、一人ひとりの子どもが生まれ育った環境に関係なく、学び、成長していける社会を実現するため、市民アンケートと関係団体・施設へのヒアリングで実態を把握したうえで、「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」を平成28年度策定しました。



京都市ではこれらの計画に基づき、これまでから具体的な施策を推進しており、新たに産婦への助成を充実した「妊産婦健康診査」や、保育園等は4年連続・学童クラブ事業は6年連続の待機児童ゼロの実現、さらには、ひきこもり支援や京都若者サポートステーションを通じた若者への就職活動の支援などに取り組んできました。

近年はメディアでも注目されていますが、「子ども食堂」や「学習支援」をはじめとした子どもの居場所づくりに係る取組も積極的に推進しております。

質の高いサービスの提供を目指して

平成29年4月、京都はぐくみ憲章の理念のもと、子どもや若者自身だけでなく、子どもや若者に関わる全ての人がつながり、支え合い、共に未来を「はぐくむ」社会の実現を目指し、子どもや若者に関する施策を総合的に推進する「子ども若者はぐくみ局」を創設しました。

また、平成29年5月には、市民の利便性の充実を目的とし、福祉と保健の垣根を取り払い、全14区役所・支所に子どもや子育てに関する相談や手続きに一元的に対応する「子どもはぐくみ室」を設置しました。

「子どもはぐくみ室」では、すべての職員が「子育て支援コンシェルジュ」として、子育ての悩みに「気づき」支援へ「つなぐ」総合案内窓口の機能を高め、子ども・子育てに係る各種施策の積極的な情報発信を行うことで、今まで以上に質の高いサービスを提供しています。

今後、市民の方々へより質の高いサービスが提供できるよう、個々の施策を充実していくだけではなく、一人ひとりの職員が、適切な施策を必要な人に繋げるにより、「切れ目のない支援の実現」を目指していきます。

「切れ目のない支援」の実現と「はぐくみ文化」の更なる発展

現在、「子ども若者はぐくみ局」の創設を契機として、子どもから若者までの「切れ目のない支援」を実現するため、前述の「京都市未来こどもはぐくみプラン」、「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」、「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」を一体化することを検討しており、関係する施策等の更なる連携と融合を推進していきます。

また、受け継がれてきた「はぐくみ文化」を更に発展させるため、市内119の民間団体が集まり、平成29年6月に結成した「京都はぐくみネットワーク」と協働し、京都はぐくみ憲章の理念の実践を市民ぐるみ・地域ぐるみで推進しております。

引き続き、行政と市民、関係団体等が一丸となって、「京都で子育てをしたい」京都で育つてよかった」と思っていただけるまちの実現を目指して、全力で取り組んでいきます。



世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その五)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

国連安保理決議に反する北朝鮮による核実験と弾道ミサイル発射実験により、東アジアにおける安全保障上の緊張が高まっていることは、周知の通りです。日本は、一九六五年に韓国との間に日韓基本関係条約を締結し国交を正常化しましたが、北朝鮮との間には未だに国交がなく、国家として承認していない状況が続いています。

国際法には国家承認という制度があり、国家は独立を宣言しただけでは国際社会の仲間入りはできず、既存の国家から国家承認を受ける必要があります。しかし、現在では、国家承認の法的効果について、新国家は承認さ

れてはじめて国際法の主体となる創設の効果説ではなく、国家承認は単に新国家の成立を確認するにすぎないという宣言的效果説が通説ですので、未承認は政治的側面が強いともいえます。しかも、一九九一年に韓国と北朝鮮は国連に同時加盟しており、日本と北朝鮮の間には国連加盟「国」としての関係が成立しています。いずれにしても、日朝間の国交正常化交渉は二〇〇〇年の第一〇回本会議以来長らく中断していますが、その背景に、核兵器国をめざす北朝鮮の核開発の問題とともに、拉致問題があることは言うまでもありません。

実は韓国でも北朝鮮による拉致問題は存在し、韓国政府による公式認定では四八六人の拉致被害者がいるとされます。これに対し、日本政府による拉致被害者の公式認定は一七人です。日本の数十倍の数の拉致被害者がいるにも関わらず、韓国政府によるこの問題に対する動きは必ずしも活発とはいえません。こうしたことも影響しているのか、日本は強制失踪条約を批准しているのに対し、韓国は未だに同条約を批准していません。同条約は、

「強制失踪」を、国の機関等が人の自由を剥奪し、その所在を隠蔽し、法の保護の外に置くことと定義しています。まさしく拉致被害者に当てはまりますが、残念ながら、二〇一〇年に発効した同条約は、発効前に生じた北朝鮮による拉致問題に適用されることはありません。

韓国の第二回の普遍的定期審査の場において、強制失踪条約の批准が勧告されました（スペイン、アルゼンチン及びスペイン）。しかし、韓国政府は強制失踪行為の加害者の処罰や被拘禁者の登録制度の創設について国内法の改正が必要であるため、慎重な検討が必要であるとして、この勧告を受け入れませんでした。また、家事労働条約（第一八九号条約）、結社の自由及び団結権保護条約（第八七号条約）及び強制労働条約（第二九号条約）といった主要なILO（国際労働機関）条約の批准を呼びかける勧告（フィリピン、ウルグアイ）についても、いくつかのILO条約と、国内法及び自国の状況との間に矛盾があるため、さまざまな検討課題があるとして、この勧告を拒否しました。さらに、児童の養子縁組に関

する第二一条に関する留保の撤回の勧告（ドイツ、アイerland）についても、拒否しました。他方、夫及び妻の同一の個人的権利を規定する女性差別撤廃条約第一六条一項（g）への留保の撤回（スロベニア）については、必要な民法改正を検討するとして、積極的な姿勢を示しました。

この他、国連の人権保障メカニズムにおける拷問に関する特別報告者の招待を求める勧告（ベラルーシ）については、二〇〇八年に人権理事会のすべてのテーマ別特別手続について招請状を発行済みだと回答しました。日本も、同じくテーマ別特別手続の特別報告者を継続招請する姿勢を示しており、同様の態度をとっているといえます。

こうした韓国の隣国である北朝鮮の人権状況は、ある論者によれば、党内の粛清の犠牲者が一〇万人、強制収容所での死者は一五〇万人ともいわれる劣悪な状況にあります。次回は、北朝鮮の第一回普遍的審査を取り上げたいと思います。

非差別の社会性について



研究センター研究員
愛知学院大学法務支援センター教授

初川 満

非差別の原則は、平等原則から導かれ平等と密接に関連する、人権概念において基本的な存在です。そして、法の前の平等の保証は、非差別の実現において最も重要なものの一つです。なお、平等であるとか平等に扱うとは、非差別すなわち差別しないと同義語といえます。

しかし、何をもって平等とどうかについては、国際社会において必ずしも共通の理解が為されているとは言えません。例えば、コンモノロー法系、大陸法系、社会主義法系において、平等か否かの判断基準について、「恣意的であるか否か」によるのか、「社会的に公平である

か否か」によるのか等について、異なる考え方が存在しているのが現実です。このため、異なる法体系を有する国全てに有効な平等の定義を定め均しく適用することは、不可能であると言わざるを得ません。

そこで、国際人権法や多くの国内法においては、何が平等とみなされるかについての基準を示すために、「平等」ということを定義するのではなく、反対に「等しく扱われなければ差別となるもの」を列挙するという、いわば消極的な定義の手法が採られています。つまり、直接的に「差別」とはいかなるものを定義するのではなく、「平等とは、人種、ヒフの色、性などといった具体的基準について平等に扱うこと」と規定し、これらの列挙した基準についての差別的な扱いすなわち平等でない扱いを、非差別の見地から禁止するのです。しかし、これは果たして客観的な判定を可能とする基準に基づくと言えるのでしょうか。

例として、典型的な基準の一つとされている人種 (race) による差別を考えてみましょう。

国連憲章は、その目的に「人種、性、言語又は宗教」

による差別をなくすことを掲げ、人種差別撤廃条約は、人種差別とは「人種、ヒフの色、世系又は民族的若しくは種族的出身」に基づくあらゆる「区別、排除、制限又は優先」と定義しています。そして、人種を根拠とする差別は、どの一般国際人権文書においても「してはならない」と明記されています。では、ここでの「人種」とは、いかなるものを言うのでしょうか。以下において、第二次大戦で六〇〇万余の人命が奪われたユダヤ人差別を例に、考えてみることにしましょう。

そもそもユダヤ人とは、いかなる人々のことを言うのでしょうか。ユダヤ教徒の中には日本人も存在していますし、ヘブライ語は世界中種々の人々が話します。更に、イスラエル国民の約三割は明らかにアラブ人です。つまり、こうした一見客観的で明確にみえる基準であっても、ユダヤ人を一律に規定することには無理がありません。といて、親がユダヤ人である者はユダヤ人であると規定すると、片親がユダヤ人の場合はどうなるのでしょうか。いやそもそも、親はなぜユダヤ人なのかといったトウトロギーに陥ってしまいかねません。この点

については、過去のソ連邦の民族譜のように自己申告制を採用する国もみられますが、これでは本人の自覚といった極めて主観的な基準に依拠することとなります。また、ヨーロッパでは、もっぱらワシ鼻、アゴヒゲあるいは割礼といった肉体的基準や服装を基にして判断する場合が多く見られますが、これらは他の民族にも存在する特徴にすぎません。

これから見えてくるのは、人種という一見客観的な基準も、実は主観的な要因により大きな影響を受けるということです。ユダヤ人は、客観的な事実に基づく基準によるのではなく、個別具体的に、肉体的、社会的あるいは文化的に主観的な基準によって、もっぱら他者によりユダヤ人という特定の人種に属すると判定されると言えるのです。これは一言でいえば、ある者がユダヤ人か否かを決めるのは、本人の客観的属性というよりもむしろ他者による社会的判断であるといえるでしょう。

この例のように、非差別の概念は、きわめて流動的で社会的性格をもつものであることに注意する必要があります。

草創期の平安徳義会をめぐる



研究センター研究員
佐賀部落解放研究所研究員

白石 正明

社会福祉の行き届かぬ明治20年代前半、京都市中の若者たちが、生活苦にあえぐ貧しい庶民に施しをしようとして集まった。そこで今回は、田中泰輔ら五名が試みた児童福祉施設事業である平安徳義会の創設について考えてみたい。

佐賀県出身の儒学者・教育者である『草場船山日記』（文献出版、平成9年）によれば、田中泰輔らの親世代の草場らは京都市中で文人・画家たちのネットワークで結ばれていたことが確認できる。田中らは、そういった学識教養の高い儒学者たちに師事していた。

例えば田中泰輔の養父・歌永は九条家の侍医で、下京区堺町通り三条下ル道祐町に漢方医を開業していた。また鈴木萬年の父母は画家の百年、春香で、兄は松年である。すでに京都画壇で高名な地位を築いていた。さらに熊谷（のち森嶋）将造は熊谷鳩居堂の関係者であり、今

のところ詳しいことはわからないが、熊谷家は福祉と教育に関係していた。

田中らは長期の経済不況と貧困層の増加といった世相に導かれての平安徳義会の設立に至る。

明治22年（1889）年11月16日、大阪府立大阪医学校（現在の大阪大学）を卒業した田中泰輔は、翌23年1月22日に医術開業免許状を授与され、同16日に鈴木萬年・熊谷将造ら「同志相会シ、本会ヲ設立センコトヲ計画セリ」。25日には平安徳義会の創立の「趣意書及規則書等ノ活版落成ス」。翌2月11日に下京区寺町通四条下ル大雲院で発会式が挙行された（『創立百周年記念誌・徳義』所収）。

最初に平安徳義会の発起を京のメディアが報道したのは『京都日報』（明治23・1・30）である。そこには「會員互の情を重じ親愛を厚し、知育の開達を計り、我同胞不幸にして困難に陥り、其愍然なる者を憫恤し、且我国安寧幸福を図り、兼て道徳心を喚起振興せしむる事」と会の目的を述べ、賛成人会者は下京区四条通り東洞院東入ルの鈴木萬年方に申込むと記されていた。その当時、田中より鈴木萬年の方が社会的な認知度が高かったことによると考えられる。

次いで2月8日付の『中外電報』にはもう少し詳細な内容が述べられている。会員は「其住処、職業及男女老少を問はず、汎く同意の篤志者」で、毎月金10銭を義捐する者。但し3か月分を1回徴収の条件とした。会の事業内容は次の4点。少々長文の史料だが、記してみたい。

第一、会員相互の知識を交換研究せん為に學術衛生及慈善の談話会を催し、又は内外有名の学士を招聘し、講談演説を求むる事

第二、善行義挙或は鰥寡孤独にして情実慘愍たる者、或は不慮の災害に因り困苦に陥りたる者に若干の金員或は物品を恵与する事

第三、事業の大成に從て施療医院若くは育兒院を設置し、事実の憫然なる病者を治療し、或は孤兒及棄兒を養育する事

第四、一朝事あるの日は報国の微衷を表する為め本會 応分の義務を竭すべき事

會設立の当初から「孤兒及棄兒を養育する」と記すように、會の方向性は明確であった。集會についても、總會（毎年春秋の2回）と通常會（毎月第2日曜日開催）とし、通常會では「各自の見聞を弘する為に談話演説する者とす」、急議の場合は臨時會を開催とあり、組織運営も明記していた。

2月11日の發會式には、來會者が50余名參集。席上、田中泰輔が發起人總代として創立の趣旨を説明、小学校児童の唱歌、旧改進黨員の中安信三郎の演説等のと閉會した。その後、同會は會員募集を目的に各種の講演會や貧民救助義捐會の募集に努めた。同時に伝染病予防心得書等を作成し、広く一般にも配布した。その結果、會員数も増え、祇園の芸妓からの寄附も報じられた。明治24年11月には濃尾震災の罹災者救恤の「慈善幻灯會」開催、翌25年5月には「慈善音曲會」を開くなどの事業に取り組んだ。

その年の12月7日付の『日出新聞』に、平安徳義會は「設立以來茲に三年を経過シ、會務ノ整理完備シ」たので、慈善家たちに孤兒院創立のための「賛成者募集」の寄附を募る旨の広告を載せた。事業の具体化へ歩みを進めた。その詳細は、林俊光さんが佛教大学の『福祉教育開発七

ンター紀要』第11号、2014年に記されている。そこには、先の広告欄に「趣意書進呈」とある「平安徳義會孤兒院創立趣旨」と「賛成者募集規則」を、林さんは翻刻している。それを読むと、田中泰輔の文章と鈴木萬年が描く挿絵の「趣旨書」は庶民に平易で分かり易いものとなっていて興味深い。

12月11日、平安徳義會は朝方から上京区高倉通り御池上ル柵町の旧初音尋常小学校跡地で「慈善顕微鏡會」を開催。衛生上病原菌予防の観点から庶民に參觀を働きかける一方で、同小学校跡地に附屬事業として孤兒院を創立し、開院式を実行するとした（『日出新聞』明治25・12・9）。

だが、彼らが明治26年4月を目指した小学校跡地の孤兒院開設への目標は何らかの理由で頓挫している。その後しばらく動きはなかったが、明治26年6月7日、2名の児童を收容した平安徳義會孤兒院が田中泰輔の自宅の向い側（東側）に位置する浄土真宗本願寺派の光浄寺の仮設で始まったと報じられた（『日出新聞』明治26・6・7）。なお泰輔の妻とみも「收容ノ孤兒ノ衣服、食事ノ供給ニ就キ専ラ其ノ任ニ当リ銳意努力」したといわれている。やっと平安徳義會が目指した「貧兒及び孤兒を救助」する目標が成就したといえる。

その4日後の6月11日に、これまで再々会場となった寺町通四条下ルの大雲院で開院の運びとなった。そしてこの開院で、これまで同會が取り組んできた「赤貧者又は病者等」への金品や医薬品を供給する慈善事業を「貧兒及び孤兒」を救済する対象事業へと大きく踏み出すこととなった。

今のウトロ地区が訴えるもの



南山城同胞生活センター代表

金秀煥
きむすふあん

京都府宇治市伊勢田町51番地にある「ウトロ地区」は、どこにでもあるようなひっそりとした住宅街にありながら、現在多くの日本市民や韓国からの見学者が訪れる。韓国では2015年の夏に韓国の人気番組「無限挑戦（MBC）」がウトロ地区を取り上げたことで大きな反響を呼び急増。市民活動団体や労働組合、学校や家族単位など様々な人々がウトロを訪れるようになった。

番組放映から2年が過ぎた今も多くの韓国市民が訪れており、歴史問題への市民的関心の高さがうかがわれる。昨今の日本とロシア（朝鮮・韓国）の歴史問題は、「反日」や「嫌韓」、「政治外交問題」としてばかり注目されるが、ウトロ地区の存在は戦争と植民地政策の中で

国家暴力による人権の問題として「歴史」を照明する。ウトロ地区の形成は、戦時中に軍指定工場である「京都飛行場」の建設に多くの朝鮮人労働者が集められたことから始まる。当時、日本の植民地収奪によって渡日した朝鮮人達は、日本の戦時体制の中で徴兵を逃れるために、軍関連施設の労働に従事した。軍指定の飛行場として建設されていた同地にも多くの朝鮮人労働者たちが流入し、朝鮮人労働者たちの寄宿舎である「飯場」がその起源となる。

日本の敗戦とともに飛行場建設は中断され、住み込みで働いていた朝鮮人達にはその後なんらの対策も立てられないまま、言わば放置状態となった。土地の所有権も第三者に転売され、所有権を有する民間会社がおこした立ち退き訴訟の結果、住民たちは不法占拠者となり、退去命令が下された。

一方でウトロでの朝鮮人達の生活は差別と貧困の中にあった。朝鮮人集落としてのウトロ地区は一般的な民族即差別にくわえて、ウトロということでは近隣の人々からは常に差別の対象であり、特に就職での差別は退職に追いやられることもあった。現在も生活インフラが整備されておらず下水道もなく、道路の排水溝なども整備されていない為、2年に一度は大きな水害に見舞われる。

だがウトロにはこのような「悲しい歴史」とともに、それを乗り越えた「もう一つ歴史」がある。植民地期な

らびに戦争時に引き起こされた日本と朝鮮間の様々な問題は完全かつ最終的に解決した、またはそれらの問題を民間に帰責し、日本政府は頑なに国家責任を否定する中で、歴史的背景を有するこの問題において、「ウトロで暮らしたい」というウトロ住民の素朴な願いは実現した。

それは30年近くウトロ住民を支えてきた日本人支援者や、在日の民族団体、そして韓国社会での大きな支援活動によって、韓国政府の支援を引き出しウトロの1/3の土地を住民たちの居住地として確保し、現在はウトロ地区住民を対象とした公的住宅の建設が進められている。

日朝鮮の政治的な分断を乗り越えて成し遂げられた「小さな統一」によって、ウトロ存続の道が開かれたのであった。

現在のウトロはこのような歴史的背景をもちながらも、今もなお生身の人間が生きているリアルな生活の営みの場である。だから今もなお多くの人々の関心を惹きつけているのかもしれない。

今日もなおウトロが存在し悲しい歴史と希望を同時に訴えられているのも、そこに人々が暮らし続けているからだ。もしこの地区の人々が差別と劣悪な生活環境から逃れるために、そして強制退去の判決に希望を捨て、他地域に転出していたならば、ウトロの歴史は風化され

人々に届くことはなかったし、この人々を支える為の「小さな統一」という新たなムーブメントは生まれることもなかった。

韓国の人々がよく尋ねることは「このような状況の中になぜウトロに住み続けたのですか？」だ。その問いにある在日三世は「幼い時はとても貧乏で大変だったけど、私はそれを不幸と思わなかった。」と答えた。

現在の韓国社会は若者たちにとって将来の希望が描きづらい社会になっていると言われているが、このウトロ住民たちの生き様はかれらにどのように映ったのだろうか。

まちづくりで公的住宅が完成したのち、ウトロの歴史を保存し、住民たちのコミュニティを維持するために「ウトロ歴史記念館」の建設計画が進んでいる。ウトロ地区の歴史を通じて「悲しい歴史」だけでなくそれを乗り越える過程で生まれた「小さな統一」の大事さを訴えるに場でありたいと思う。

そして「終わったウトロの歴史」ではなく、今後も続くウトロの歴史を繋いで行くための、ウトロ住民達の心の拠り所が存在することによって、いろんな人々との交流とつながり、相互理解をこれからも広げて行くことによって、混迷する「歴史問題」を乗り越え、未来を志向する一助になると固く信じている。

「結婚」する権利——その背後で



研究センター研究員
日本基督教団なか伝道所(横浜寿町)
主任牧師
法政大学大原社会問題研究所客員研究員

堀江 有里

昨今、国連でも議論になってきているSOGI（性的指向と性自認）をめぐる人権課題のひとつに「結婚」する権利がある。異性間には付与されている権利が同性間には参入機会すらないことは、端的に不平等であるといえるだろう。両者——異性同士カップルと同性同士のカップル——のあいだに横たわっているのは、誰と生活をともにするかを選択する際の、相手の性別のちがいにすぎないからである。そのような観点から、婚姻制度が異性間のみならず、同性間にも適用される——婚姻の性中立化——が増加しつつある。

では、婚姻の性中立化は、人権施策の一步前進と把握

できるのだろうか。婚姻制度は異性愛を当たり前とする規範の維持装置として機能しつづけてきた。同性間にも適用されることで、婚姻制度がもつ異性愛規範を内破することにつながってきたという声もある。しかし、そこにはまた別の問題が生じているのも事実であろう。そのひとつに、婚姻制度という装置によって、異性間であれ、同性間であれ、(つがい)を神聖視するイデオロギーが維持・再生産され、人びとが分断されていく現状があるのではないだろうか。

たとえば、二〇一五年にはアメリカ合衆国において、婚姻を異性間に限定する法律をもつ州(ケンタッキー州、ミシガン州、オハイオ州、テネシー州)への違憲判決が出された(二〇一五年六月二六日)。判決文にあるつぎのような文言は日本のSNSなどにおいても話題となった。

「婚姻ほど深淵なる結びつきはない。というのは、婚姻は、愛、忠実さ、献身、犠牲、家族の究極的な理想を体現したものであるからだ。婚姻の結びつきのおかげで、ふたりの人間は、これまで以上に偉大なものとなるのだ。本訴訟の当事者たちが示したように、婚姻は、死をも超える愛を体現するのである」
(Supreme Court of United States, “Obergefell et

al. v. Hodges, Director, Ohio Department of Health, et al 576 U. S. _____ (2015), Nos. 14-556, 14-562, 14-571 and 14-574” (June 26 2015).

この文言は、判決文の中心部分ではなく、傍論に記載された文言ではあるものの、ここでは婚姻に特別な価値づけがなされていることがわかる。その背景にあるのは、婚姻の性中立化に反対する勢力である（一部の）キリスト教への対抗言説が必要とされたからでもある。実際、この判決後、「信教の自由」を根拠とする対抗手段が（一部の）キリスト教の陣営より提出されている。

同時に、合衆国では「婚姻の平等」にSOGIをめぐる人権課題が集中することで生じる問題も指摘されてきた。たとえば、(1)「実質的には、婚姻年齢以前の若年層や婚姻の制度的恩恵にあずかれるだけの資産と雇用環境を持たない貧困層の性的少数者が直面するさまざまな問題から、運動の人的・金銭的リソースを奪う側面」が生じた点、(2)「家族」というユニットを基盤とするという点で「伝統的に〈家族〉が置かれてきた私領域での平等へと運動の要求を制限し、社会保障や公的扶助、あるいは雇用・労働を通じた社会的再配分の主張を後景化させることにもなった」という点である（清水晶子、二〇一七、「ダイバーシティから権利保障へ

——トランプ以降の米国と『LGBTブーム』の日本』『世界』第八九五号)。さらに、統計的にみると人種の分断線とも重なる経済階層の分断が起こっていることにも注目しておく必要がある。婚姻の性中立化は、SOGIをめぐる課題のひとつとして、一般的に「わかりやすい」のかもしれない。しかし、その背後にさまざまな分断線が引かれていることにも、わたしたちは注意しなければならぬだろう。

唐突に映るかもしれないが、二〇一七年春から、わたしはかつての寄せ場である横浜寿町をフィールドとしている。先日、横浜市中区役所生活支援課に、居所のない人と一緒に生活保護の申請手続に訪れた。もちろん、セイフティネットとしての「家族」も存在しない。わたしたちはさまざまな人権の問題に直面する。どのような人権課題を重要視するかは、その人がどのような日常に置かれているかによって、力点が異なるのかもしれない。みえる風景は確実に異なるからだ。貧困や格差が広がる社会のなかで、どのような生存可能性のビジョンを描いていくことができるのか。現代社会のなかで増殖する分断をどのように乗り越えていけるのか。わたしたちに問われているのは、架橋のための想像力をどのように養い、培っていきえるのか、ということでもあるだろう。

「社会的困難を生きる若者」の

学習支援を考える



研究センター研究員
京都女子大学発達教育学部教授

岩槻 知也

私は2012年から約4年間にわたり、共同研究者とともに、「社会的困難を生きる若者」の実態とその学習支援に関わる調査研究を実施した。経済的な困窮をはじめとする様々な社会的困難のなか、「非行」や「不登校」等によって義務教育を十分に受けられないまま学校から疎外されてしまった若者の実態とその支援のあり方を探るために、実際にそのような若者の支援を展開してきたいくつかの組織・団体を対象とする現地調査を行ったのである。調査対象となったのは、全国各地の公立及び自主夜間中学や被差別部落の識字学級、更生保護施設などで、それらの施設・団体の活動に参加する若者や支

援者の皆さんに詳細なインタビューをさせていただいた。

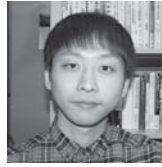
インタビューに答えてくれた若者のほとんどは、当時10代後半から20代後半の年齢で、非正規雇用や無業の状態にあり、学歴については「中卒」や「高校中退」の比率がかなり高かった。また厳しい家庭環境の中で育ってきたという人が比較的多く、経済的な困窮状態にあったことや家庭内の人間関係に苦しんできたという経歴を語ってくれた。ある若者は、親やきょうだいから虐待を受け続け、小学校6年生ごろから家出を繰り返した後に、児童養護施設に入所したが、ある「気に入らない出来事」をきっかけに、そこを飛び出してしまう。空腹のためにパンを万引きし、捕まえようとする店員の手を振り払ったことで「窃盗」ではなく「強盗」とされてしまい、少年院に入ることになったという。「大人といい出合いをしていない」とは、ある支援者の象徴的な言葉だが、このような若者たちの多くは、これまでの生活のなかで、信頼できる大人（親や教師等）との関係を十分に経験することができず、大人を信用することができない状況に追い込まれていた。さらに今回のインタビューでは、日常生活や仕事の場面で必要とされる文字の読み書きや計

算等の状況についても尋ねたが、「漢字がなかなか読めない」「文章を読むのが苦手」といった日常的な「読み」の問題や、「二桁の割り算ができない」「割引計算ができない」というような基本的な計算の問題が挙げられたほか、「ローマ字が危うい」との語りもあった。若者のなかには、このような文字の読み書きに関わる困難を抱える人もいたが、支援組織の活動に参加するなかで自らの目標を見出し、自動車の運転免許や進学・就職等に関わる資格の取得に向けて学習に励んでいる様子が窺えた。なかには、少年院時代に読書の面白さに目覚めたという若者もいて、「今では1週間に10〜20冊のペースで読むときもある」と語ってくれたのが印象的であった。

先にも述べたように、本調査の対象となった組織や団体はきわめて多様であり、必ずしも「学習支援」を前面に掲げて活動しているものばかりではなかったが、私たちはそれら多様な取り組みの間に、共通する「支援の真髄」のようなものがあることに気づかされた。まず第一に、インタビューに答えてくれた支援者のほとんどが、若者との「人間関係」や「つながり」の構築を重視していた。ある支援者は「大人の信用を取り戻す」と語っていたが、信頼できる人間関係を育むことによって、学習

の前提となる「安心できる居場所」をつくりだすことが何よりも重要なのである。また第二に重要だとされたのは、若者自身のおかれている状況やその思い、興味、関心を尊重するということであった。それぞれの若者が持つ興味や関心を決して否定せずに受け止め、それらの内容に即した目標をうまく設定することで、若者自身が「ものすごいパワーを発揮する」と語る支援者もいた。さらに第三に重要なことは、若者自身の意欲や主体性を育むということである。それぞれの実践事例をみていくと、実はこのような意欲や主体性は、若者自身が持つ支援者や仲間、先輩等との人間関係の中で生まれ、育まれていくことがよくわかった。以上が本調査で浮かび上がった「真髄」の内容であるが、それぞれの支援の現場においては、これらの「真髄」に基づく実践が互いに密接に絡み合いながら、若者の学習を支える根本的な基盤となる環境を形成しているように思われた。本調査を通して、改めて私が痛感したのは、学校教育から疎外されてしまった若者の「学習支援」の取り組みを、「断片的な知識を注入する」といった形の、狭い意味での「学力向上」の取り組みにしてしまつてはならないということであった。

権利としての 「勤務間インターバル」の必要性



研究センター研究員
京都大学大学院法学研究科博士後期課程

青木 克也

「ブラック企業」や「社畜」といった言葉に象徴されるように、日本社会においては、使用者に命じられるまま厳しい労働に従事する人が少なくない。とりわけ深刻なのは、国際的にみても高い水準にある長時間労働の問題である。過酷な長時間労働は、労働者の生命や心身の健康を蝕む上、仕事外での人付き合いや社会的・文化的活動を阻害する。また、健康な労働者の減少は社会の持続可能性に影響を落とすであらうし、労働者の疲労の蓄積は仕事の能率を低下させ、企業の経済活動にも悪影響を及ぼすことが指摘されている。以上のことから、長時間労働の是正は、日本社会にとつ

て重大かつ喫緊の課題であるといえる。

そのような中、政府も「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、労働者の健康確保や生産性向上等の観点から長時間労働の是正を謳っている。ここでは、時間外労働の上限規制等とともに、「勤務間インターバル制度」の導入推進が具体策として挙げられている。本稿では、同制度の内容と必要性について簡潔に論じたい。

勤務間インターバル制度のモデルとしてしばしば引き合いに出されるのが、EU労働時間指令における休息時間の規定である。ここでは、24時間の内に連続11時間以上の休息を設けることが加盟国に義務付けられている。例外として、①自律的労働者（業務の性質上、労働時間の計測が困難であったり、労働者本人が労働時間を決定できる場合）については適用除外とすることが認められ、②同指令の定める一定範囲の業務に従事する者については、24時間あたりの休息が11時間未満でもよいこととされている。ただし、②については、終業から翌日の始業までの間には必ず11時間以上の休息が与えられなければならない。

以上のようなEUモデルによれば、原則的に1日の労働時間は最大でも13時間に抑えられ、例外②の場合

であっても、労働者は勤務と勤務の間に十分な休息（特に、睡眠）をとることができる。EU諸国ではそもそも長時間労働が常態化していないため、このような規制が実際に問題となるケースは多くないと言われているが、日本の状況下ではかなり実効性の高い労働時間規制として機能しうるものであろう。

もともと、現在の日本における議論では、必ずしもEUモデルそのものの導入が志向されているわけではない。上述の「働き方改革実行計画」は、法改正により事業者に対し勤務と勤務の間に一定時間の休息を確保するよう「努力」する義務を課すこととし、同計画に基づいて立ち上げられた厚生労働省の有識者検討会においても、努力義務化を前提とした上で、「11時間」という長さや「24時間につき」という枠組みには必ずしも拘らずに議論が行われている。したがって、インターバル制度が個々の企業において導入されるかどうか、またどのような内容で設計されるかは、当面は政府や労働組合の働きかけを受けつつも各企業が自由に決定しうるところとなるであろう。

最近、法解釈の観点からインターバル制度の必要性を強く感じさせる裁判例に触れたので、ここに紹介したい。無洲事件・東京地判平成28年5月30日労判

1149号72頁では、前後のそれぞれ10時間以上に及ぶ2勤務の間に3時間半程度の休息時間しか与えられていなかった（昼から深夜までのシフトと早朝から夕方までのシフトが交互に繰り返されていた）という事案において、近接する両勤務に係る労働時間を労働基準法上の「1日」の労働時間として合算すべきか否かが問題となった。裁判所は、これらの近接する2勤務が連続した1日の勤務であるとまではいえず、両勤務に係る労働時間はそれぞれ別々の日のものである（したがって、2日目の勤務についても8時間を超えた部分のみが1日あたりの法定時間外労働となる）と判断した。確かに、罰則付きの取締法規である労働基準法の解釈としては、明確なルールへの違反の認定は慎重に行わざるをえない面もある。他方で、形式的に勤務シフトを分断することによって、使用者が割増賃金の支払いを免れつつ過酷な勤務体制を敷くことができるとすれば、長時間労働の抑制によって労働者を保護するという同法の趣旨からは大いに問題があると言わざるをえない。このような法の抜け穴ともいえる問題を制度的に防止するためにも、勤務間インターバルを単なる努力目標に終わらせるのではなく、すべての労働者の権利として保障していくことが求められる。

共生社会の実現に向けたきょうと 障害者文化芸術推進機構の取組み

京都府健康福祉部障害者支援課
精神・社会参加担当課長

鎌部 正信

京都府では、「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を平成28年4月に制定し、共生社会の実現に向け、障害のある人の社会参加の促進に取り組んでいます。

スポーツやレクリエーション活動、ヘルプマークの周知等を行っているところですが、さらに現在、手話言語条例（仮称）の制定による視覚障害者への理解の促進に向け検討を進めているところです。

障害のある人の芸術活動による社会参加活動については、平成26年度に策定した「共生社会の実現に向けた文化芸術推進プラン」に基づき、府内博物館、美術館、大学等の参画を得て、「きょうと障害者文化芸術推進機構」を発足、平成28年1月に河原町荒神口にギャラリー

「art space co-jin（アートスペースコージン）」をオープンしました。

art space co-jinでは、障害のある人が芸術活動を行う上での課題である制作・活動支援、情報発信、作品の調査・活用、ネットワークの構築に対応するため、

- ◆ 障害のある人の作品展示・紹介
- ◆ ワークショップの開催など、様々な人が交わる機会を創出
- ◆ 障害のある人の芸術活動、芸術作品などの調査、発掘
- ◆ 講座の開催や施設等調査を通じた、サポーター人材を育成
- ◆ 等の事業を実施しています。

◆ 障害のある人の作品の展示、交流機会の創出

毎年12月の障害者週間の期間に合わせて、今年度で23回目となる「京都とっておきの芸術祭」を関係機関と協働で開催し、絵画・陶芸・写真・書・俳句・川柳・諸工芸の7部門で約630点の応募をいただき、全ての作品を京都市左京区のみやこめっせ地下日図デザイン博物館にて展示しました。また、京都とっておきの芸術祭等に出展された作品を art space co-jin において展示するなど、様々な企画展を年間通じて開催し、実際に作品を観ていただく機会を提供しています。今までに、絵画・

写真の展示のほか、「詩」に焦点をあてて、石膏レリーフと本人朗読の音声で目と耳でじっくり鑑賞していただく展覧会やワークショップ等を開催するなど、今後も引き続き観て、知っていただけるような様々なテーマで展覧会を開催していきます。

更に、全国からテーマに沿って作品を集め紹介する「共生の芸術祭」を開催し、会期中には、芸術作品を通じて制作者と鑑賞者が交流し、コミュニケーションを図ることができるイベントも行っています。これまで、「幅と奥行き」、「ストップ・ウォッチ」、「Hello World」等、毎年、共生をテーマとした展覧会を京都府立文化芸術会館、京都文化博物館、舞鶴市・福知山市・精華町・木津川市のイベントホールやイオンモールの御協力のもと、art space co-jinを含め府内各地で開催しています。

◆講座開催、実地調査、サポーター人材育成

art space co-jinでは、障害のある人の文化芸術の活動を支えていただけるサポーターを募集しています。昨年度は「障害のある方の文化芸術活動への取組み」、「作品への目線の向け方、記事の書き方」など4講座を開講し、多くの方に参加していただきました。今年度も11月に2回、3月までには作品撮影、著作権に関する講座を開催予定としており、様々な形で障害のある人の芸術活動を

支えていただける方を増やす取組みを行っています。

また、art space co-jinの職員が実際の制作現場等に出向き、作品の保管方法、制作過程の把握、埋もれている作品の発掘等を行い、障害のある人の文化芸術活動への支援を継続的に行っています。

◆今後の活動

各種展覧会、講座、サポーター人材の育成等を引き続き実施するとともに、作品を記録・保存するデジタルアーカイブ事業を軌道にのせ、今まで以上に障害のある人の芸術作品に触れていただく機会をつくり、障害のある人もない人も共にいきいきと暮らせる、共生社会の実現に向け、事業を実施していきたいと考えております。

ぜひ、art space co-jinや府内各地で開催する展覧会、また、各講座等に御参加いただき、多様な表現によって生み出された世界と対話することで、今まで見ていた世界をもう一度新しく捉え直し、受け入れ、考えていただくきっかけとしていただければ幸いです。



ボランティア人権ガイドのご案内

京都のまちには、名刹、名庭、名跡など数多くの名勝地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされています。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京都文化の構築に大きな役割を果たしました。

当センターでは、このような名勝地などを人権という視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権ガイドを派遣しています。



【コース一例】

■洛北コース

〈龍安寺・金閣寺・ツラツテイ千本・北野天満宮〉

■洛東コース

〈銀閣寺・水平社石碑・八坂神社・清水寺・耳塚・豊国神社〉

■洛中コース

〈千本釈迦堂・相国寺・尹東柱詩碑・護王神社・六角堂・四条河原の阿国像〉

■洛南コース

〈東寺・柳原銀行資料館・醍醐三宝院・伏見稻荷大社〉

■洛西コース

〈松尾大社・月読社・葛野大堰・天龍寺・広隆寺〉
コースは一例です。その他ご要望に応じます。



【ガイド料金】

2時間以内：2,000円　その後、1時間ごとに1,000円を加算
ガイド料金は、ガイド終了後、担当ガイドに直接、現金でお支払いください。

【お問合せ先】

公益財団法人世界人権問題研究センター
TEL：(075) 23112600
FAX：(075) 23112750
e-mail: jinken@kyotoemai.ne.jp

2017年度 人権大学講座

■ 講座日程表 / 講座内容

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
16	1月22日 (月)	講義	14:00～15:40	医療と人権	大谷 實	理事長
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

講義会場 ※受付：午後1時30分～



京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る

清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- ・京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口
(地下鉄連絡通路にて連結)
- ・京都市バス、京都バス、JRバス
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

受講料

1回 1,000円 ※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又はFAXで申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都市銀行	府庁前支店	普通	853685
・東京三菱UFJ銀行	京都支店	普通	1222396
・京都中央信用金庫	本店	普通	1039688

申込先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@kyoto.email.ne.jp

HP：http://www.mmjp.or.jp/jinken/research/index.html

「賛助会員」募集中

- 年会費 個人会員 1万円(学生は5千円) 法人会員 5万円
- 特典
 - ・『グループ』(季刊：年4回発行)『年報』の無償送付
 - ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
 - ・「人権大学講座」の無料受講
 - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス
 - ・当センター主催の講演会等への優先案内

人権図書室のご案内

人権図書室は、人権に関する資料の収集・整理を目的として資料を幅広く収集し、研究者の方だけでなく京都府市民の皆様はもちろん、全国よりどなたでも閲覧ができます。

以前より当センターに設置している研究部「国際人権」「同和問題」「定住外国人の人権」「女性と人権」「人権教育」と、昨年度より新設された「企業と人権」の6つの研究部に関する資料を収集し、約2万冊弱所蔵しております。

1F開架は、手に取りやすい書籍を独自の分類とサインの表示で、わかりやすく配備しております。2F開架では、専門的な資料を所蔵し、一般公開はしていませんがご希望の資料をご提供できるよう担当者がお手伝いさせていただきます。

資料は当研究センターのホームページ <http://www.khrri.or.jp/> より【図書データベース】
【蔵書検索システム】から検索できるほか、国立情報学研究所が提供する総合目録情報データベース (CiNii Books) <http://ci.nii.ac.jp/books/> 立情からも検索できます。ご興味のある資料の探索に人権図書室へ来てみませんか。



開館時間：月曜日から金曜日

お休み：土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

開室時間：10時から16時（12時から13時は閉室）

【閲覧およびレファレンス】担当者が資料検索などをお手伝い致します

【複写サービス】有料サービスとなります

【貸出サービス】賛助会員のためのサービスとなります

電話：075-231-2600

アクセス：地下鉄烏丸線「四条駅」または阪急京都線「烏丸駅」下車。いずれも22・24号出口から約300m

市バス「四条烏丸」バス停下車



世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)
～2,000円(+税)

「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価
1,800円(+税)

「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価
2,000円(+税)

創立20周年記念出版

「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



◎定価
1,500円(+税)

「歴史のなかの人権文化」

季刊誌「グローブ」に創刊号以来、上田正昭名誉理事長が連載された歴史随想を全編収録しています。



◎定価
8,200円(+税)

創立10周年記念出版

「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価
1,800円(+税)

「京都人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号
2,500円(税込)

「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門での個人研究の成果を公表しています。



創立20周年記念式典・シンポジウム講演録

創立20周年の記念講演・シンポジウムを中心としています。



フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」について、その歴史を振り返り、見過ごされがちであった声をフィールドワークをとおして聴き取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつかご紹介しています。

2014年度・2015年度講演録 講座・人権ゆかりの地をたずねて

定価 1,500円(税別)



人権問題研究叢書

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|---|---|--|--|--|--|---|--|---|---|
| ① 救済の社会史
世界人権問題
研究センター編
定価 1,000円
税別 | ② アイヌ・台湾・国際人権
安藤仁介著
定価 1,000円
税別 | ③ 朝鮮通信使と京都
仲尾 宏著
定価 1,500円
+税 | ④ 講座・人権ゆかりの
地をたずねて
二〇一〇年度講演録
世界人権問題
研究センター編
定価 1,500円
税別 | ⑤ 人権から見た近代京都
(絶版)
秋定嘉和著
定価 1,000円
税別 | ⑥ 京都の中の渡来文化
上田正昭著
定価 1,500円
+税 | ⑦ 歴史のなかの女性の人権
田端泰子著
定価 1,500円
+税 | ⑧ 講座・人権ゆかりの
地をたずねて
二〇一一年度講演録
世界人権問題
研究センター編
定価 1,500円
+税 | ⑨ 講座・人権ゆかりの
地をたずねて
二〇一二年度講演録
世界人権問題
研究センター編
定価 1,500円
+税 | ⑩ 部落実態調査の書誌的研究
世界人権問題
研究センター編
定価 1,500円
+税 | ⑪ 講座・人権ゆかりの
地をたずねて
二〇一三年度講演録
世界人権問題
研究センター編
定価 1,500円
+税 | ⑫ 職能民へのまなざし
世界人権問題
研究センター編
定価 2,000円
+税 | ⑬ 歴史のなかの人権文化
上田正昭著
定価 1,500円
+税 | ⑭ 都の文化・光と陰
——人権の視点から——
山路興造著
定価 1,500円
+税 | ⑮ 講座・人権ゆかりの
地をたずねて
二〇一四年度・二〇一五年度講演録
世界人権問題
研究センター編
定価 1,500円
+税 |
|--|---|--|--|--|---|---|--|--|--|--|---|--|---|---|

公益財団法人 世界人権問題研究センター刊

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp